

第36回日南市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時・・・令和3年5月31日（月）
9時26分から11時02分
- 2 場 所・・・まなびピア
- 3 出席委員・・・農業委員 19名
農地利用最適化推進委員 11名
- 4 欠席委員・・・2名

5 議事

- 議案第1号 農地法第3条の許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条の許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条の許可申請について
- 議案第4号 農用地利用集積計画について
- 議案第5号 非農地証明願について
- 議案第6号 非農地判断について

- 6 農業委員会事務局 局長・次長・水元・日高・碓井

7 会議の内容

時 間	発言者	発言内容
9:26	議 長	皆さん、おはようございます。 時間となりましたので、只今から、第36回日南市農業委員会総会を開会いたします。本日、細田・大窪地区農地利用最適化推進委員の井上英明委員と福井利和委員から欠席届が提出されています。只今の出席農業委員は19名、農地利用最適化推進委員は11名、定足数に達しております。本日の議事録署名委員に15番川添康生委員、16番谷元英昭委員の両名を指名します。 次に、本日の日程について事務局より説明させます。
	局 長	おはようございます。それでは、本日の総会日程について説明いたします。本日の総会は、お手元に配付しております総会日程により進めさせていただきます。

局 長	本日は、議案上程、提案理由説明のあと、地区別審査を行い、その後、全体審査を受け、採決ののち、閉会したいと思います。
議 長	お諮りいたします。只今、事務局長が説明しました日程で進めることに異議はありませんか。
全委員	異議なし。
議 長	異議がないようですから、原案どおりの日程で進めることにいたします。それでは、早速議案の審議に入ります。議案第1号から議案第6号について一括上程し、議題といたします。ここで、提案理由を事務局より説明させます。
局 長	提案理由の説明の前に議案の修正がございますのでお願いします。 総会資料2ページ、議案第2号農地法第4条の許可申請につきまして、受付番号1番は取り下げ書の提出がありました。 総会資料3ページ、議案第3号農地法第5条の許可申請につきまして、受付番号6番は取下げ書の提出がありました。 それでは、只今、議題とされました議案につきまして、提案理由の説明をいたします。 議案第1号、農地法第3条の許可申請について、農業委員会あて申請がありました5件について当農業委員会として許可すべきか、否かを審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、受付番号1番から5番すべて所有権移転で経営規模拡大のためとなっております。 次に議案第2号、農地法第4条の許可申請について、県知事あて申請がありました2件について意見書を付さなければなりませんので、審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、受付番号2番、3番は植林のためとなっております。 次に議案第3号、農地法第5条の許可申請について、県知事あて申請がありました11件について意見書を付さなければなりませんので、審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、所有権移転が9件で、受付番号1番、2番、4番、5番は植林のため、受付番号3番は貸駐車場用地のため、受付番号7番は建売住宅建設用地のため、受付番号8番は、一般個人住宅用地のため、

	局 長	受付番号 10 番、11 番は、駐車場用地のためとなっております。使用貸借権設定が 1 件で、受付番号 9 番は、事務所兼残土仮置場用地の一時転用のためとなっております。地上権設定が 1 件で、受付番号 12 番は、太陽光発電施設用地のためとなっております。 次に、議案第 4 号、農用地利用集積計画についてですが、市が利用集積計画を定める場合、農業委員会の決定が必要でありますので、11 件について、審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、更新の利用権設定が 8 件で、所有権移転が 3 件となっております。 次に、議案第 5 号、非農地証明願について、証明書交付手続き要領に基づき、証明願いのありました 3 件について、当農業委員会として申請書どおり証明してよいか、審議していただきますよう提案いたします。受付番号 1 番は、耕作放棄地のうち農地として利用するには、一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地であって、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるため、受付番号 2 番、3 番は、10 年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として使用することが困難なため非農地として証明するものであります。 次に、議案第 6 号、非農地判断について、利用状況調査、荒廃農地の発生解消状況に関する調査により、農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地、非農地として農業委員会が判断する必要があることから、41 件について審議していただきますよう提案いたします。整理番号 49 番から 89 番はすべて、「非農地判断の基準について」の 5 番に示してある条件に該当する農地であります。 以上、説明致しましたが、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。 説明が終わりましたが、質疑はありませんか。
9:34	議 長 全委員 議 長	ありません。 質疑がないようですから、これから地区別審査をお願いいたします。地区別審査会場を事務局より説明させます。

10:10	局 長	地区別審査会場の説明を申し上げます。飢肥・酒谷地区は会議室 1、吾田・油津地区、東郷・鵜戸地区は本会場、細田・大窪地区は会議室 2、北郷地区は会議室 3、南郷地区は会議室 4 をお願いいたします。
	議 長	只今、案内のありました会場にて地区別審査を開始します。地区別審査会は 10 時 10 分をめどに終了させ、本会場にお集まりください。
		地 区 別 審 査 （各会場にて）
	議 長	地区別審査が終わりましたので、議事を再開いたします。 それでは、議案第 1 号、農地法第 3 条の許可申請について 5 件の審議をお願いします。それでは、受付番号 1 番について、担当委員より報告願います。
	向 高	はい、飢肥・酒谷地区農地利用最適化推進委員の向高です。受付番号 1 番について説明します。申請地は坂元前田です。国道 220 号線沿い道の駅酒谷の反対側に坂元棚田に入る道路があります。そこから 1.5 km 入った右側の水田地帯になります。5 月 26 日、譲渡人と電話で連絡を取りました。案件は間違いなく、農業経営を縮小したいとのことでした。5 月 26 日、譲受人と現確認をしました。水稻、露地野菜をされている兼業農家です。当農地は水稻地帯なので今後も水稻栽培するとのことでした。問題ないと判断しました。ご審議をお願いします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 2 番について、担当委員より報告願います。
	山 本	はい、9 番山本です。受付番号 2 番について説明します。5 月 25 日、譲受人立会いのもと現地調査しました。申請地は、上塚田地区の 2ヶ所です。以前から譲受人が耕作していましたが、譲渡人から購入して欲しいと依頼があり、今回購入することになったとのことでした。譲受人は経営規模拡大です。許可は妥当と判断しました。ご審議をお願いします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 3 番について、担当委員より報告願います。

杉 本	はい、17 番杉本です。受付番号 3 番について説明します。5 月 28 日、譲渡人に電話で聞き取り調査し、譲受人と現地調査しました。申請地は上塚田地区集落センターの南側、田を一枚挟んだ両隣の 4 筆です。譲渡人と譲受人は兄弟で、譲渡人は宮崎市在住で財産整理をしたく、無償で譲渡されとのことです。当畑には、柿、ブルーベリー、梅等を植栽されていました。その他の畑は竹や雑木を切って野菜を作られるとのことです。申請地は、自宅から 50m の所で管理も便利で、他の農地に影響もなく、許可は妥当と判断しました。ご審議よろしくお願いします。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 4 番について、担当委員より報告願います。
田 中	はい、5 番田中です。受付番号 4 番について説明します。5 月 28 日、譲受人に連絡し、現地確認しました。申請地は、潟上小学校手前の脇本地区平原集落の一画です。譲受人の家の手前にある田になります。譲渡人は鹿児島市在住で農業はされておらず、財産整理のため今回の申請となりました。特に問題はないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 5 番について、担当委員より報告願います。
倉 元	はい、南郷地区農地利用最適化推進委員の倉元です。受付番号 5 番について説明します。5 月 25 日、譲渡人、譲受人に連絡し、現地調査しました。申請地は、榎原地区、国道 220 号線沿いのドライブインから西に 1 km 進み、そこから北に 1 km の所です。製材所の裏になります。譲受人は経営規模拡大です。譲渡人は、高齢化による経営縮小です。特に問題はないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
議 長	只今の、各担当委員の報告について質疑はありませんか。
全委員	ありません。
議 長	では、議案第 1 号について、許可することに賛成される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 1 号は原案どおり許可することに決定しました。

10:17	議 長	次に、議案第 2 号、農地法第 4 条の許可申請について 2 件の審議をお願いします。それでは、受付番号 2 番について、担当委員より報告願います。
	田 中	はい、5 番田中です。受付番号 2 番について説明します。5 月 28 日、申請人の息子さんと現地確認をしました。申請地は、潟上上地区の笹之久保集落です。県道から市木の郡司部に抜ける農免道路を市木方面に約 800m 行った右側に面した水田 6 筆です。以前は、畜産農家の方が、飼料作物を作っておられましたが、その方が亡くなられて管理できず、申請者は果樹の農家であるため、今後水田を管理することはないということです。農免道路には面していますが、周りは雑木と杉で、農地はありません。周りへの影響はなく許可は妥当と判断しました。ご審議よろしく願います。以上です。
	議 長	次に、受付番号 3 番について、担当委員より報告願います。
	加 藤	はい、南郷地区農地利用最適化推進委員の加藤です。受付番号 3 番について説明します。5 月 26 日、申請人立会いのもと現地調査しました。申請地は、潟上小学校手前の脇本地区竹之下集落の山の中腹になります。以前はみかんを栽培されていたのですが、高齢で離農され、年に 1 ～ 2 回の草払い等の管理をされているとのこと。今後は、クヌギを植林されとのこと。以上です。
	議 長	只今の、各担当委員の報告について、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
10:20	議 長	では、議案第 2 号について、許可相当と判断される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 2 号は原案どおり許可相当とすることに決定しました。
	議 長	次に、議案第 3 号、農地法第 5 条の許可申請について 11 件の審議をお願いします。それでは、受付番号 1 番について、担当委員より報告願います。

	金 丸	はい、8 番金丸です。受付番号 1 番について説明します。5 月 25 日、代理人立会いのもと現地確認しました。申請地は、酒谷 2 区国道 222 号線沿いにある日南市役所酒谷支所から南へ約 500m の所にある山林です。譲渡人、譲受人は従兄弟同士で、譲受人の依頼で今回の申請となりました。申請地は、木材が切り出された後でしたが、今後も山林として適正管理していくとのことです。始末書も添付されています。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 2 番から 5 番ついて、担当委員より報告願います。
	三 賢	はい、飢肥・酒谷地区農地利用最適化推進委員の三賢です。受付番号 2 番から 5 番について説明します。まず、受付番号 2 番について説明します。5 月 25 日に現地確認しました。申請地は、今町から板敷方面に約 3 km 入った山間地の富士原地区です。市道から少し入った所で周りはすべて山林です。譲受人は、素材生産業者で、3 年以内に伐採するとのことです。譲渡人は、農業に従事しておらず、親の時代（年月日不詳）に植林したとのことです。始末書も添付されています。問題ないと判断しました。 次に、受付番号 3 番について説明します。5 月 25 日に現地調査しました。今町から板敷方面へ約 1.5 km 行くと仮屋橋があり、その手前 50m から左へ約 100m 入った所です。第 25 回総会の案件で申請があり、現在家を建築中ですが、駐車場が不足するため今回の申請となったとのことです。周りは板敷地区の住宅地ですので問題はないと思います。 受付番号 4 番、5 番については、譲受人が同じですので一緒に説明します。5 月 25 日現地調査しました。申請地は、振徳高校より東側の山で、下から登ること約 1,500m の所に中ノ尾供養碑というのがありますが、その傍です。現在 3ha 程伐採されています。その奥と手前に隣接する所です。急傾斜地で幅の狭い段々畑で、父の時代（年月日不詳）に杉を植林されたとのことです。周りはすべて杉が植えられ山林化しています。譲渡人は、農業に従事しておらず、譲受人は素材生産業者で取得後は杉を伐採し、跡地には国の補助金を活用し森林組合が委託造林管理をするということです。問題はないと思います。以上です。

	議 長	続きまして、受付番号 7 番について、担当委員より報告願います。
	山 元 (陸)	はい、18 番山元です。受付番号 7 番について説明します。5 月 27 日、譲受人立会いのもと現地調査しました。申請地は桜ヶ丘小学校の前です。譲受人は、建築住宅販売業者です。譲渡人は、現在大阪在住のため電話で確認しました。隣接の建売住宅建設にあたり、登記が田のままでということが判り、今回の申請となりました。周囲はすべて住宅地で問題はありません。許可妥当と判断しました。ご審議よろしく願います。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 8 番について、担当委員より報告願います。
	山 元 (敏)	はい、吾田・油津地区農地利用最適化推進委員の山元です。受付番号 8 番について説明します。5 月 25 日、譲受人立会いのもと現地調査しました。申請地は、国道 222 号線を飢肥方面へ向かい馬越交差点を右に曲がり右手の整形外科の裏手にあたります。譲受人は、現在家族 3 人で借家に住んでおり、これからの安定した住居生活のため自宅を新築することにしました。申請地は、住宅地に取り残された畑で、前面と左側が市道、右側が住宅、奥が雑種地となっています。境界はブロックで仕切られており、生活排水は日南市の下水道に流します。雨水は、道路側の側溝に流します。周りの環境には十分配慮するということです。譲渡人には電話で確認しました。特に問題はなく許可妥当と判断しました。ご審議よろしく願います。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 9 番、10 番について、担当委員より報告願います。
	歌 津	はい、7 番歌津です。受付番号 9 番、10 番について説明します。まず、受付番号 9 番から説明します。5 月 25 日、借人立会いのもと現地調査しました。申請地は、県道風田星倉線を日南方面へ行くと右側に工事をしている 3 つの池があります。その一番下の池の右手奥になります。池の工事のための一時的な残土置き場と、事務所が設置されており一時転用です。工事が終わりましたら、原形復旧が早急にできるように、ブルーシートが設置されていました。事後申請ですので、始末書も添付されています。貸人には 5 月 25 日電話で確認し、間違いのないことでした。

歌 津	続いて、受付番号 10 番について説明します。5 月 25 日、譲受人立会いのもと現地調査しました。申請地は、風田の水産会社から旧国道を東郷方面に約 100m 行った右手になります。隣接地とはブロック塀を設け土砂等の流出を防ぎ、雨水は溜枡を設け、傾斜を利用し道路の側溝に流すとのことです。譲渡人には 5 月 25 日電話で確認しました。特に問題はなく許可妥当と判断しました。ご審議よろしく願います。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 11 番について、担当委員より報告願います。
川 添	はい、15 番川添です。受付番号 11 番について説明します。5 月 28 日、譲渡人、譲受人立会いのもと現地調査しました。申請地は、県道日南高岡線、松永交差点から大藤方面へ約 100m 行った右手になります。譲渡人は、相続で得たもので、管理が出来ず買い手を探されていたようです。譲受人は、近年の事業規模拡大により事業用車両及び従業員の車両駐車スペースが足りないため、隣接地の譲渡人に相談されたようです。隣接地との境界はブロック塀を設け、土砂の流出等の被害防除に努めるとのことです。特に問題はなく許可妥当と判断しました。ご審議よろしく願います。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 12 番について、担当委員より報告願います。
木 脇	はい、北郷地区農地利用最適化推進委員の木脇です。受付番号 12 番について説明します。5 月 25 日、貸人の息子さん立会いのもと現地調査しました。申請地は、県道日南高岡線を田野方面へ向い黒荷田集落に入ってすぐの左手の田です。貸人は農地が 2 筆ありそのうち 1 筆を太陽光発電施設用地として地上権設定するものです。貸人は、高齢で施設入所しており、息子さんも会社勤めで管理が出来ないとのことです。許可妥当と判断しました。ご審議よろしく願います。以上です。
議 長	只今の、各担当委員の報告について、質疑はありませんか。
稲 山	はい、議長。
議 長	はい、1 番 稲山委員。

稲 山	はい。一般的なことなのですが、無断で田や畑に植林されている場合、山林に変更しなくても、その材木は、地目が田や畑でも切り出しできるのですか。
議 長	事務局お願いします。
事務局	転用していなくて植林をした経緯がある以上切り出すことは可能であると思いますが、ただ単に転用申請をしていなかったという案件は多いと思います。現況が田に杉を植えることはないと思いますので、おそらく植林する際には、何らかの制限をいれて植林していると思います。切り出しする時に無断転用が判明することもあります。
稲 山	そこをはっきり調べてもらえませんか。 それは、確実ですか。
事務局	一般的なことを聞かれたので、一般的なことを答えたのであって、法律的なところからいくと、伐採許可について詳しく調べないといけないと思います。事務局の方で対処してくださいという議案であれば、上程していただいて対処したいと思います。
稲 山	今後、このような問題は出てくると思います。地目変更せずに植林した杉を切り出すことに対して、何も法律違反ではないのですか。普通は4条や5条の申請をしますが、無断転用で植えてある杉は、森林組合等は製材できないという話を聞いたことがあります。
田 端	はい、議長。
議 長	はい、田端委員。
田 端	業者にもよると思うのですが、杉を伐採するときには、必ず伐採届を市役所に届けを提出する必要があります。これは、盗伐防止でもあります。知合いの資材生産業の方は、どんな小さな伐採でも市役所に伐採届を提出します。その時に田や畑の跡に植林している無断転用の案件が出てきます。ここの案件でもよく出てくるように、始末書が出ています。というように農業委員会に提出され、必ず農業委員会が

10 : 40	田 端	認めた後に伐採します。資材生産業者や森林組合などが、無断で伐採することは、おそらく出来ないと思います。
	議 長	この件につきましては、水産林政課に伐採届を提出することは必要です。伐採届を提出し、伐採後農地に復元することが必要になった場合は、農地に復元することも出来ると思います。伐採前に転用許可を得ていないものについて伐採届を出すことが可能かどうかは、水産林政課に確認し、次回その他の案件で報告します。 よろしいですか。
	稲 山	はい、わかりました。
	議 長	その他、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第 3 号について、許可相当と判断される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 3 号は原案どおり許可相当とすることに決定しました。
	議 長	次に、議案第 4 号農用地利用集積計画について 11 件の審議をお願いします。まず、利用権設定の審議をお願いします。受付番号 1 番について、担当委員より報告願います。
	稲 山	はい、1 番稲山です。受付番号 1 番について説明します。5 月 25 日借受者、及び東郷・鶴戸地区農地利利用最適化推進委員の太田委員立会いのもと現地調査しました。貸付者とは電話にて確認しました。申請地は、東郷小学校と高速道路に挟まれた 3 筆の水田です。既に水稻が植えられており管理も十分されていました。水田北側は高速道路の昇降道路が建設予定で、既に測量も終わり、今後 5m の幅で水田が無くなり、面積も変わる予定とのことでした。借受者は、兼業農家で東郷地区に 5ha 程、水稻栽培を行っており問題はないと判断しました。ご審議よろしく願います。以上です。
	議 長	続いて、受付番号 2 番、3 番について、担当委員より報告願います。

	三 賢	はい、飢肥・酒谷地区農地利用最適化推進委員の三賢です。受付番号 2 番、3 番について、借受者が同じですので一緒に説明します。5 月 25 日に現地確認しております。受付番号 2 番の申請地は、今町から板敷方面へ約 1.5 km 行った仮屋橋手前から左に約 100m 入った所の田です。受付番号 3 番の申請地は、今町から板敷に入り黄色点滅の信号機を東に向かい橋を渡ってすぐ左に入った所です。借受人は娘夫婦と 20 頭余りの和牛生産をされており、2 番、3 番ともに更新ですので問題ないと判断しました。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	続いて、受付番号 4 番について、担当委員より報告願います。
	歌 津	はい、7 番歌津です。受付番号 4 番について説明します。5 月 25 日借受者立会いのもと現地調査しました。申請地は、県道風田星倉線沿いにある農地所有適格法人が借受している田です。持ち主が、本人の法人へ貸すという形のもので、更新ですので問題はないと判断しました。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	続いて、受付番号 5 番から 8 番について、担当委員より報告願います。
	木佐貫	はい、11 番木佐貫です。受付番号 5 番から 7 番について、借受者が同じですので一緒に説明します。5 月 25 日借受人の父親と現地調査しました。借受人は、スイトピー、たばこ、水稻を広く経営されている農家です。受付番号 5 番の申請地は、北郷高岡線北郷大藤の信号を過ぎてすぐ右手の田が 2 筆です。受付番号 6 番の申請地は、北郷大藤の建設会社手前の農道を左に入り左側 5 番目の田です。受付番号 7 番の申請地は、北郷大藤の建設会社の後ろの田です。すべて更新ですので問題ないと判断しました。ご審議よろしくお願いします。続けて、受付番号 8 番について説明します。5 月 25 日借受人と現地調査しました。借受人はハウスで果樹生産と水稻を広く経営されている農家です。申請地は北郷高岡線の大藤信号を右に曲がりさらに交差点を過ぎ約 150m 行った所の道路の両側です。更新ですので問題ないと判断しました。ご審議よろしくお願いします。以上です。

10:45	議 長	只今、各担当委員から利用権設定について報告がありました。質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第 4 号、農用地利用集積計画、利用権設定について、計画に同意される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 4 号、農用地利用集積計画、利用権設定は同意することに決定しました。
	議 長	続きまして、所有権移転の審議をお願いします。受付番号 9 番について、担当委員より報告願います。
	三 賢	はい、飢肥・酒谷地区農地利利用最適化推進委員の三賢です。受付番号 9 番について説明します。5 月 27 日譲受人、細田・大窪地区農地利利用最適化推進委員の井上委員立会いのもと現地調査しました。申請地は大窪通水地区に入り約 2 km 行ったみかん園地帯になります。もとよりみかん園として管理されており、今回、持ち主の相続が済んだことで正式に所有権移転することになりました。譲受人のみかん園は、管理が行き届いており問題ないと思います。ご審議よろしく願います。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 10 番について、担当委員より報告願います。
	倉 岡	はい、北郷地区農地利利用最適化推進委員の倉岡です。受付番号 10 番について説明します。5 月 25 日に譲受人立会いのもと現地調査しました。申請地は、県道日南高岡線沿い大藤橋の信号から右に約 100 m の所になります。譲受人はたばこ、水稻、施設花卉の大規模農家です。譲渡人は農業振興公社です。問題ないと思います。ご審議よろしく願います。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 11 番について、担当委員より報告願います。
	倉 元	はい、南郷地区農地利利用最適化推進委員の倉元です。受付番号 11 番について説明します。5 月 25 日譲受人、譲渡人に連絡し調査しました。申請地は、榎原地区、国道 220 号線沿いのドライブインから西

10 : 49	倉 元	に 1 km 進み、そこから右に約 1 km の所です。譲受人は経営規模拡大です。譲渡人は、高齢化による経営縮小です。特に問題はないと思います。ご審議よろしく申し上げます。以上です。
	議 長	只今、各担当委員から所有権移転についての報告がありましたが、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第 4 号、農用地利用集積計画、所有権移転について計画に同意される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 4 号、農用地利用集積計画、所有権移転は同意することに決定しました。
	議 長	次に、議案第 5 号、非農地証明願について、3 件の審議をお願いします。それでは、受付番号 1 番について、担当委員より報告願います。
	三 賢	はい、飢肥・酒谷地区農地利利用最適化推進委員の三賢です。受付番号 1 番について説明します。5 月 25 日に現地調査しました。申請地は板敷地区の乱杭野の山の中腹のやや東側、林道の下に位置する所です。申請人は、農業に従事しておらず、親の時代より耕作放棄されています。周りは、急傾斜で杉、雑木の荒れ地になっており、農地はなく問題ないと判断しました。以上のことから、非農地証明は妥当であると思います。以上です。
	議 長	それでは、受付番号 2 番、について、担当委員より報告願います。
	山 本	はい、9 番山本です。受付番号 2 番について説明します。5 月 25 日に、申請者立会いのもと現地調査しました。申請地は、中浦公民館から北西方向へ約 500m の山すそです。申請人の自宅の裏側が申請地で、日当たりも悪く、雑木が繁忙しており、耕作不能と判断しました。ご審議よろしく申し上げます。以上です。
	山 本	
	議 長	それでは、受付番号 3 番、について、担当委員より報告願います。

10:52	杉 本	はい、17 番杉本です。受付番号 3 番について説明します。5 月 28 日に、申請者立会いのもと現地調査しました。申請地は、下塚田地区消防団 6 部詰所から北側の山間に約 1 km 行った左側の山林です。雑木の急斜面で、日の当たらない谷間や、湧き水の出ている所、斜面が崩壊している箇所があり、10 年以上耕作されておらず農地再生は難しいと判断しました。申請人は離農されています。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	只今の、各担当委員の報告について、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第 5 号、非農地証明願について、証明することに賛成される方の挙手をお願いします。 全員賛成ですので、議案第 5 号は原案どおり承認することに決定しました。
	議 長	次に、議案第 6 号、非農地判断について、41 件の審議をお願いします。それでは、整理番号 49 番から 89 番について、担当委員より報告願います。
	山 本	はい、9 番山本です。整理番号 49 番から 89 番について説明します。5 月 10 日に境農地調査員に同行してもらい現地調査しました。申請地は西弁分の後河内です。後河内公民館から西の方向の山沿い一帯です。2 km 程西の方へ行くと上隈谷の区域になりますが、その間にある農地です。現在、雑木が茂り耕作不能な状態です。以上報告します。
	議 長	只今の、担当委員の報告について、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第 6 号、非農地判断について、承認することに賛成される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 6 号は原案どおり承認することに決定しました。

11:02	議 長	議事が終わりましたので、その他に移ります。 その他ございませんか。
	議 長	なければ、事務局説明をお願いします。 《報告事項》 終 了

第36回日南市農業委員会総会について、上記のとおり議事録を作成し署名する。

議 長

谷 久 光 

署名委員

川 添 康 生 

谷 久 光 